

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案

【納税環境整備関係】

納税環境整備

【検討事項】

- 納税環境の整備については、平成 23 年度改正税法附則第 106 条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、引き続き検討を行う。

- 番号制度の導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）を踏まえ、「番号法案」の具体化を受けて検討を行う。

- 税制の抜本的な改革を進めるに当たって、今後とも申告納税制度の円滑かつ適正な運営を確保していくためには、納税者と日常的に関わりを持つ税理士の果たすべき役割は非常に重要なものと考えられる。税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、その見直しに向けて引き続き検討を進める。